

社会福祉法人青空会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人青空会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものである。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 役員には、報酬及び費用弁償を支給する。
- (2) 評議員には、報酬を支給しない。ただし、費用弁償を支給する。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次のとおり報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、次の役員等報酬表に定める額
- (2) 費用弁償については、別に定める役員等費用弁償に関する規則に基づく額

役員等報酬表

役員等	理事長	理事	監事	評議員
報酬	年額 120,000 円	年額 20,000 円	年額 20,000 円	支給しない

(職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、この規程は適用しない。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次のとおりとする。

- (1) 報酬については、当該年度の6月とする。
- (2) 費用弁償については、当該会議に出席した都度支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の議決を受けて行う。

附 則

- 1 この規程は、議決の日（平成29年6月15日）から施行する。
- 2 社会福祉法人青空会役員等報酬規程（平成17年4月1日施行）は、廃止する。